

2) 補償の対象から外れるものについて

○受忍の範囲を超えないものは、補償の対象外となります。また、庭木や飲料水として使用していない井戸、既存の塀で一定量の傾きを超えるものも対象外となります。

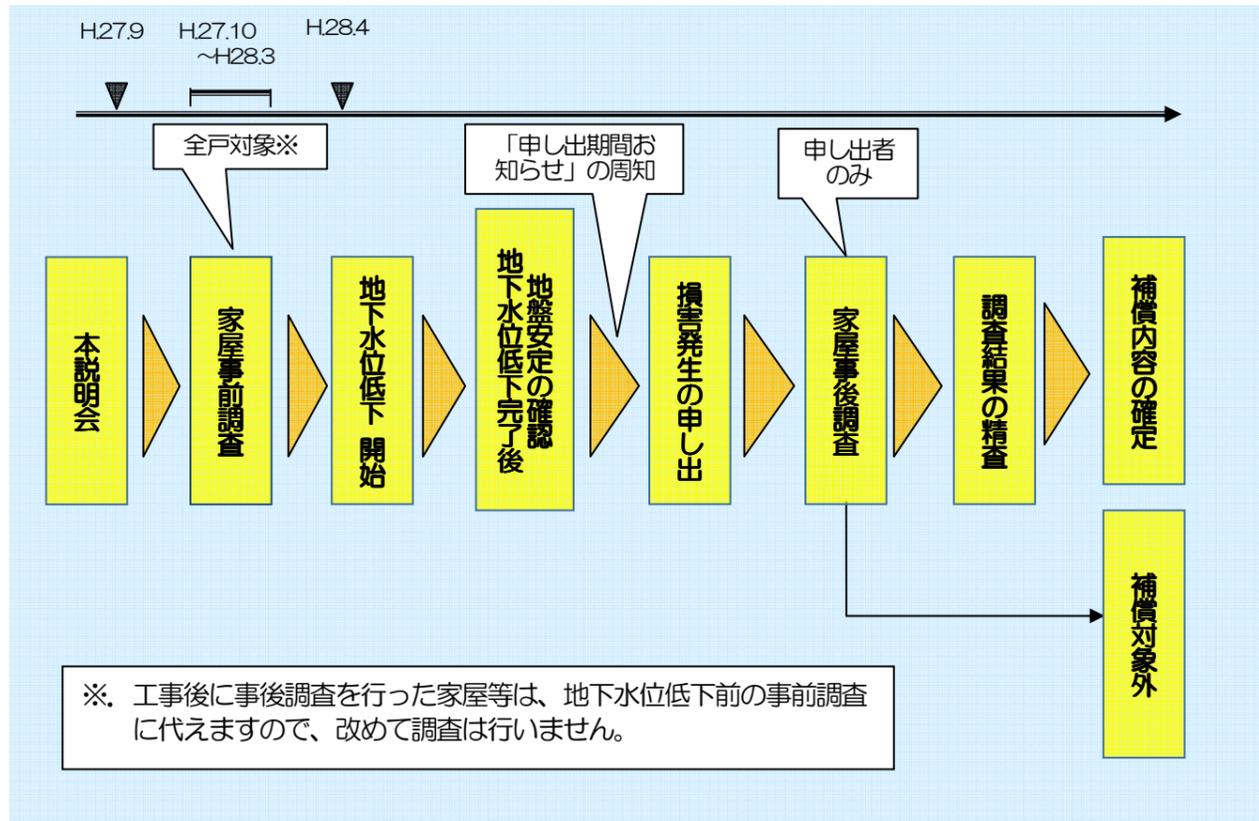
※、受忍の範囲を超える損害とは、建物等の全部または一部が損傷し、または、損壊することにより建物等の通常有する機能を損なわれることをいうものです。

※、『市街地液状化対策推進ガイドンス』平成26年3月制定（国土交通省都市局都市安全課）http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000005.html 第7章7-1 及び資料編3の7-1,7-2 又は、潮来市役所^{ホームページ}、^{暮らし・市政}、「復興情報」の中の「市街地液状化対策推進」^{ガイド}についてより国土交通省^{ホームページ}で検索できます。

送付資料

日の出地区液状化対策事業

7. 今後の予定について



家屋調査・補償説明会 資料

問い合わせ先：潮来市役所 建設部
復興工事推進事務所
tel：0299-80-9003

がんばろう 潮来！！

今、心をひとつに、安心・安全なまちづくり

潮来市 建設部

復興工事推進事務所



1. 地下水位低下工法について

- 地表面より 3.0m 程度まで地下水位を低下させることにより、地震による地盤の液状化の発生が抑制され、震災以前よりも安心・安全に暮らせる街となります。
- 液状化対策工事による日の出地区の地下水位を低下させるための地下水排水管の敷設が平成 28 年 3 月に完了する予定です。
- 平成 28 年 4 月から日の出地区内全域の地下水位を、地表面より 3.0m 程度まで低下させます。

2. 家屋調査・補償の区分について

- 家屋調査・補償には『地下水位低下に対する家屋調査・補償』と『工事に対する家屋調査・補償』があります。

『地下水位低下に対する家屋調査・補償』

- 日の出地区全体の地下水位を下げた時の解析結果では、沈下量は最大 4 cm 程度で、不等沈下による地盤の傾斜は 400m あたり 1 cm 程度という結果のため、家屋の使用に悪影響を及ぼすものではありません。
- 地区全体で約 200ha に及び大規模な地下水位低下工法は前例がなく、恒久的に地下水位を下げるため、万が一に備え調査を行います。
- 地下水位低下開始前の家屋事前調査と、家屋の使用に悪影響が出た場合は、地下水位低下後の家屋事後調査（申し出者のみ）を行い因果関係が確認され、基準を超えた損害であれば、補償の対象になります。

『工事に対する家屋調査・補償』

- 工事では、地下水位排水管理設の掘削底面から 45 度以内が施工による影響が及ぶと考えられる範囲であり、45 度以内の範囲を調査しました。
- 工事の前と後で家屋調査を行い、因果関係が確認され、基準を超えた損害であれば補償の対象になります。

3. 地下水位低下に対する家屋調査について

家屋事前調査

- 補償の対象となるには、地下水位低下前と後の家屋等の状態を明らかにし、損害の発生などを確認する必要があります。そこで今回、地下水位低下前の家屋等の状態を把握する目的で日の出地区の家屋等を対象に家屋事前調査を行います。
- 今回実施する家屋調査は、地下水位低下前の「家屋事前調査」です。
※但し、工事の家屋事後調査を実施した家屋は、これを地下水位低下の家屋事前調査に代えますので行いません。

4. 家屋事前調査の実施方法について

1) 家屋事前調査の期間

- ポンプ場を稼働させる前に、日の出地区内の家屋や工作物を対象に家屋事前調査を行います。
調査実施期間は、平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日を予定しています。

2) 調査の内容

- 家屋内外（壁、天井、床、柱、基礎等）の亀裂、破損、傾斜の測定、および、写真撮影による記録を行います。
- 工作物（塀、ガレージ、物置等）の亀裂、破損、傾斜の測定、および、写真撮影による記録を行います。



【室内のひび割れの様子】



【基礎のひび割れの様子】

3) 調査の実施者

- 調査の実施は市が委託した【一般社団法人 日本補償コンサルタント協会 関東支部 茨城県部会】が行います。

4) 調査の実施日時

- 調査日時は、調査実施者から事前に「家屋事前調査のお知らせ」を送付した後、実施日の調整・連絡を行います。
- 調査の際は、所有者または居住者・ご家族等の立会いをお願いいたします。
- 調査時間は、建物の規模にもよりますが、概ね半日程度を予定しております。

5) 調査の辞退について

- 調査の辞退は出来ませんが、調査を行わないと地下水位低下前の状況が分からなくなるため、万が一の不具合が発生した場合、地下水位低下前と後の家屋等の状態の比較が出来ず、補償の対象になることが出来なくなります。
- 部屋単位での辞退も出来ませんが、辞退された部分については地下水位低下前と後の家屋の状況が確認出来ず、補償の対象になることが出来なくなります。
- 家屋事前調査を辞退される場合は、調査辞退届を提出していただくことになります。

6) 集合住宅や貸家について

- 集合住宅や貸家についても一般家屋と同様に各部屋ごとに調査を行います。

5. 家屋事後調査の実施方法について

家屋事後調査

- 地下水位低下が完了し地盤安定後、家屋等に損害が発生・拡大したと思われる場合には、申し出ていただきます。これを受けて、家屋事後調査を行います。
- 申し出期間については、改めて、市よりご案内いたします。

6. 補償について

1) 補償の基準

- 国の定めた『市街地液状化対策推進ガイダンス（平成 26 年 3 月）（国土交通省都市局都市安全課）』では、地下水位の低下による因果関係で生じた損害が、生活する事が通常の社会生活において受忍の範囲を超えると判断される場合に、補償されるとしており、地下水位低下が原因で家屋等の事前・事後調査により損害のあった物件に対する補償対象を定めています。